

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県知多郡武豊町字向陽三丁目1番地

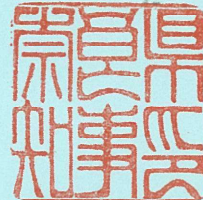
氏 名 株式会社エイゼン

代表取締役 永田 喜裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 7年 5月 14日

許可の有効年月日 令和 14年 5月 13日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉋さい(水銀含有ばいじん等を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

令和 2年 5月 14日	新規許可、
令和 7年 5月 14日	更新許可、
令和 7年 5月 14日	優良基準適合、
令和 8年 3月 27日	変更許可(1品目追加(残))

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無